

# 第一東京弁護士会 年末年始について(30年度)

## 【弁護士会館】

### 1. 年末について

- ① **事務局一般業務** **12月28日(金) 正午まで**
- ② 23条の2照会請求申請 12月27日(木) 午後5時まで  
※ 年内に審査を希望される方は12月21日(金) までに申請してください。  
12月25日(火)～27日(木) 受付分は翌年1月7日(月)の審査となります。
- ③ 図書室業務 12月26日(水) まで平常どおり(午後4時45分まで)
- ④ 11階面談室使用 12月27日(木) まで平常どおり(午後6時まで)
- ⑤ 貸室使用 12月27日(木) まで平常どおり(午後8時まで)
- ⑥ 法律相談業務〔霞が関相談センター〕 12月28日(金) まで平常どおり
- ⑦ 国選業務〔法テラス霞が関〕 12月28日(金) まで平常どおり(午後5時30分まで)
- ⑧ 未決拘禁者とのテレビ電話 12月27日(木) まで(予約も27日まで)  
※12月27日の予約受付は、1月7日からの接見分です。  
未決拘禁者とのFAX通信  
FAX送信(弁護士会→拘置所) 最終日は12月25日(火)  
※上記分の弁護士会への返送期限は従前同様前営業日(12月21日(金)) 午後5時まで  
FAX受信(拘置所→弁護士会) 最終日は12月27日(木)
- ⑨ 法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕  
12月27日(木) まで平常どおり(午後5時まで)  
※FAXによる申請は12月26日(水) まで。

### 2. 年始について

- ① **事務局一般業務** **1月7日(月) から平常どおり**
- ② 23条の2照会請求申請 1月7日(月) から(審査は7日(月) から)
- ③ 図書室業務 1月7日(月) から平常どおり
- ④ 11階面談室使用 1月7日(月) から平常どおり
- ⑤ 貸室使用 1月7日(月) から平常どおり
- ⑥ 法律相談業務〔霞が関相談センター〕 1月7日(月) から平常どおり
- ⑦ 国選業務〔法テラス霞が関〕 1月7日(月) から平常どおり(事件閲覧は7日から)
- ⑧ 未決拘禁者とのテレビ電話 1月7日(月) から(予約も7日から)  
未決拘禁者とのFAX通信  
FAX受信(拘置所→弁護士会) 開始日は1月7日(月)  
FAX送信(弁護士会→拘置所) 開始日は1月8日(火)  
※上記分の弁護士会への返送期限は従前同様前営業日(1月7日(月)) 午後5時まで
- ⑨ 法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕  
1月7日(月) から平常どおり

## 【多摩支部】

### 1. 年末について

- ① 事務局一般業務 12月28日(金) 正午まで  
※ 当番弁護士業務は 12月27日(木) まで平常どおり
- ② 法律相談業務 12月28日(金) まで平常どおり  
(八王子・立川・町田相談)

### 2. 年始について

- ① 事務局一般業務 1月7日(月) から平常どおり
- ② 法律相談業務 1月7日(月) から平常どおり  
(八王子・立川・町田相談)

以 上